子育て支援センター 臨時移転について

4月から保育所の待機児童を解消するため、子育て 支援センターを臨時的に移転する予定です。ご不便を おかけしますが、引き続きご利用ください。

移転予定時期

・4月2日から平成31年3月31日まで

移転先

・コミュニティセンター別館 (2階・多目的ホール) 赤平市泉町2丁目2番地の1

問合せ

- ・子育て支援センター
- ・子ども未来・医療給付係 ☎32-2216







子育て支援センターでは、子育てに関するご相談を 受け付けています。お気軽にお電話ください。







毎週月曜日~金曜日(土・日曜日、祝祭日は休み)10時~12時に は、「ふれあいルーム」を開放しています(電話相談は9時30分から 受付)。「ふれあいルーム」では親子で自由に遊び、ほかの来所者た ちと交流していただくほか、絵本などの図書貸し出しも行ってい ます。お子さんについての不安や困ったことがあれば、一人で悩ま ずに一緒に考えましょう。お母さんの笑顔が子どもを育てます。

子育て支援センターには、発達障がいに関する専門の支援員を 配置しています。「お子さんの発達が遅れている」、「行動にちょっ と気になるところがある」、「コミュニケーションがうまくとれな い」など、心配なことがあればお気軽にご相談ください。お子さん の様子を見せていただき、対処方法などについて、保護者と一緒に 考えながらアドバイスいたします。必要に応じ専門機関へのあっ せんを行うほか、お子さんへの支援なども行います。

電話相談 子育て支援センター ☎32-3551

申告期間も折り返しです

確定申告も折り返しを迎えました。まだ 申告がお済みでない方は右記の日程表を ご確認のうえ会場までお越しください。

◎ マイナンバーと身分証をご用意く ださい

マイナンバーの提示と身分証明書の確認が必須となります。提示できなかった場合、申告の受付にお時間をおかけする場合がありますので必ずお持ちください。

◎医療費の申告をする方へ

今回の申告から医療費控除の申告に変 更があり、「医療費の明細書」を作成してい ただく代わりに領収書の提出が不要とな りました。

◎医療費の通知書(お知らせ)を添付 される方へ

今回の申告では医療費控除を申告する際に各保険者から発行される「医療費の通知書(お知らせ)」が添付書類として認められることとなりました。ただし、添付書類として使用できる通知書は「受診した方の氏名、受診した医療機関名、支払った金額(保険適用後)」が明記されているものに限ります。

問合せ 市税係 ☎ 32-2219

期日	指定地域	会 場
3月1日(株)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、 エルム町	東公民館
3月2日金	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町	
3月5日(月)	桜木町、豊丘町、字豊里	
3月6日(火)	宮下町	市
3月7日㈱	昭和町、幸町	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
3月8日(株)	豊栄町	_ _ 듯
3月9日逾	幌岡町、共和町、住吉町	市コミュニティセンタ
3月12日(月)	東文京町、西文京町	(市 タ
3月13日(火)	北文京町	(市役所併設)
3月14日(水)	市内全域	
3月15日(木)		

受付時間

午前の部 8:30~11:30 午後の部 13:00~16:00 【注】8:30前、及び11:30から 13:00までの時間帯は 受け付けできません。 ご了承ください。

指定地域

- ◆混雑をさけるため、なる べく上の表で指定する 期日に申告してください。
- ◆東公民館での相談日 (3月1日休~3月2日金) は市役所での受け付け はできません。

確定申告をされている方に税務署からのお知らせ

•確定申告会場 滝川税務署 2階大会議室

•開設期間 3月15日休まで

•相談受付時間 平日9:00~16:00

※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切る ことがありますのでご注意ください。





5指を閉じた右の手のひらを空に向けて大きな弧を描く。 (ちなみに、5指を広げて同じ動きをすると「空」の意味。)

手話にチャレンジ



第8回

「天気」

手話モデル 伊藤 新一 さん (赤平手話の会)